

平成二十年政令第三百三十四号

統計法施行令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項第二号及び第五項第三号、第八条第一項、第十六条、第十八条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十七條、第三十八條第一項並びに附則第十六條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（公的統計の作成主体となるべき法人）

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。

（統計調査の範囲から除かれる行政機関等及び事務）

第二条 法第二項第五項第三号の政令で定める行政機関等及び政令で定める事務は、それぞれ次の各号に掲げる行政機関等及び当該行政機関等が行う事務であつて当該各号に定めるものとする。

- 一 国家公安委員会 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務

- 二 財務省 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第四条第一項第四十九号に掲げる事務（財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関する事務に限る。）

- 三 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条第一号から第十九号までに掲げる事務、同条第二十九号に掲げる事務（同条第一号から第十八号までに掲げる事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の整備計画及び運用に関する事務に限る。）及び同条第三十号に掲げる事務

- 四 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項に規定する事務（同項第二十五号に掲げる事務を除く。）及び

同法附則第二項の表の下欄に掲げる事務（平成三十五年五月十六日までの間の項の下欄に掲げる事務を除く。）

- 五 都道府県 当該都道府県に置かれた都道府県警察において警察法第三十六条第二項の規定による責務を遂行するために行う事務（基幹統計に関する公表事項）

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

- 二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に關し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

- イ 調査対象の範囲
- ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間
- ハ 報告を求めた個人又は法人その他の団体
- ニ 報告を求めたために用いた方法

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長

が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に關する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に關する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に關する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に關する事務並びにこれらの事務に附帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に關する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に關する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に關する事務並びにこれらに附帯する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うに当たっては、その報告を求めた個人又は法人その他の団体に對し、当該調査に係る統計が基幹統計に該當することを示す事実並びに当該調査について法第十三条及び第十五条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、調査票に記載することその他の方法により、明示しなければならない。

第六条 第三号（第一号を除く。）の規定は、法第二十三条第一項の政令で定める事項について準用する。

第七条 法第二十四条第一項の政令で定める地方公共団体は、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）とする。

2 法第二十四条第一項の規定による届出は、当該届出に係る統計調査を行う日の三十日前までに同項各号に掲げる事項を記載した書類を届け出ることにより行うものとする。

3 前項の書類には、調査票を添付しなければならない。（指定独立行政法人等及びその行う統計調査の届出の手續）

第八条 法第二十五条の政令で定める独立行政法人等は、日本銀行とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、法第二十五条の届出について準用する。

（作成方法の変更通知を要しない軽微な変更）
第九条 法第二十六条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 基幹統計で使用する用語の変更であつて、法令の制定又は改廃に伴うもの
二 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更
三 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更

四 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更
（統計基準の設定方法）
第十条 法第二十八条第一項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。
（行政記録情報の提供を求めるときに明示すべき事項）
第十一条 法第二十九条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用目的
- 二 提供を求めた行政記録情報を特定するに足る事項
- 三 提供を受けた行政記録情報の管理に關する事項（手数料の額等）

第十二条 法第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行つた統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 調査票情報の提供に要する時間一時間までごとに四百円
- 二 調査票情報の提供に關する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリ

メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 調査票情報の送付に要する費用（当該送付を求めるときに限る。）

2 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託する者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 法第三十四条第一項の規定による統計の作成等に要する時間一時間までごとに四千四百円

二 統計成果物（委託により作成した統計又は委託による統計的研究の成果をいう。次号において同じ。）の提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 前項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 前項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

三 統計成果物の送付に要する費用（当該送付を求めるときに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、委託を受ける行政機関の長が統計の作成等に要する費用として定める額

3 法第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が法第三十八条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 請求一件につき千九百五十円

二 統計調査の期日又は期間及び調査票情報の種類を勘案して行政機関の長によってまとめられた匿名データの集合物の一につき四千四百五十円

三 匿名データの提供に関する次のイ又はロに掲げる方法の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第二号イの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百円

ロ 第一項第二号ロの光ディスクに複写したものの交付 一枚につき百二十円

4 匿名データの送付に要する費用（当該送付を求めるときに限る。）

一 前項の手数料は、次に掲げる場合を除き、総務省令で定める依頼書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

二 特許庁長官に対し、法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を求め、法第三十四条第一項の規定による統計の作成等を委託し、又は法第三十六条第一項の規定による匿名データの提供を求めるときは、

三 法第三十八条第一項の規定により独立行政法人統計センターに対し手数料を納付する場合

附則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 届出を要する統計調査の範囲に関する政令（昭和二十五年政令第五十八号）

二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第二百二十七号）

三 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）

四 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成十九年政令第二百九十九号）

（届出統計調査によって集められた調査票等に関する経過措置）

第三条 法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号。以下「旧法」という。）の規定により指定都市以外の市が行った届出統計調査によって集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条及び第十五条の四の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法の規定により日本商工会議所が行った届出統計調査によって集められた調査票その他の関係書類については、旧法第十四条、第十五条の二及び第十五条の三の規定は、なおその効力を有する。

（調査票の使用に関する経過措置）

第四条 法の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧法第十五条第二項の承認であった、法の施行の際同項の公示がなされていないもの及び法附則第八条第二項の規定により施行日以後になされた承認に係る公示については、なお従前の例による。

2 法の施行の際現に旧法第十五条第二項の規定により調査票の使用に係る承認を得ている者（法の施行の際現に調査票を使用している者を除く。）及び法附則第八条第二項の規定により承認を得た者は、施行日又は旧法第十五条第二項の公示の日いずれか遅い日から起算して六月を経過する日までの間は、法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

（総務省令への委任）

第五条 前二条に定めるもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、総務省令で定める。

附則 抄

附則（平成二十二年三月一八日政令第三七号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二八日政令第三一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附則（平成二十三年三月三〇日政令第四三三号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年一月三一日政令第三三四号）抄

この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十三年二月二六日政令第四二三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年六月一五日政令第一六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十五年二月二七日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年五月一六日政令第一三七号）

この政令は、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十五号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十五年一月二七日政令第三一八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

附則（平成二十六年八月六日政令第二七三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

附則（平成二十六年一月一九日政令第三六〇号）

この政令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二十六年二月二四日政令第四二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附則（平成二十七年二月九日政令第四一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年四月二〇日政令第二〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

<p>二 国民の消費生活に必要な商品及びサービスの料金をついてその地域の動向及び形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>報告二 報告義務者(都道府県)が調査すべき商品</p>	<p>調査一 統計調査員(都道府県)が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)</p>	<p>調査一 統計調査員(都道府県)が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)</p>	<p>調査四 調査票の配布に関する事務</p>	<p>調査四 調査票の配布に関する事務</p>	<p>調査三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務</p>	<p>調査三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務</p>
--	--------------------------------	---	---	-------------------------	-------------------------	--------------------------------	--------------------------------

<p>三 国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>報告二 報告義務者(都道府県)が調査すべき商品</p>	<p>調査一 統計調査員(都道府県)が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)</p>	<p>調査一 統計調査員(都道府県)が調査すべき商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)</p>	<p>調査四 第二号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)</p>	<p>調査四 第二号の総務省令で定める商品又はサービスの小売価格又は料金として総務省令で定めるものの調査に係るものに限る。)</p>	<p>調査三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務</p>	<p>調査三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務</p>
---	--------------------------------	---	---	--	--	--------------------------------	--------------------------------

<p>四 国民の基礎的調査項目を明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>報告二 報告義務者の選定に関する事務</p>	<p>調査一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>調査一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>調査六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>調査六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>調査三 調査票の配布に関する事務</p>	<p>調査三 調査票の配布に関する事務</p>
--	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------	-------------------------

<p>五 雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする基幹統計</p>	<p>報告二 報告義務者を把握するための調査に関する事務</p>	<p>調査一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>調査一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>調査六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>調査六 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>調査三 調査票の配布に関する事務</p>	<p>調査三 調査票の配布に関する事務</p>
---	----------------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------	-------------------------

別表第五(第四条関係)	基幹統計事務都道府県知事が行う事務	学校にお報告—報告義務者 ける 幼義務(都道府県知事 児、 児者)が選定すべきも 童、 生関すのとして文部科 徒、 学生する事学省令で定める 及び職員務 ものに限る。)	及び第五 号に規定 する調査 票その他 関係書類 の提出に 関する事 務 十二 各号に掲 げる事務 に関する 書類の作 成及び保 管その他 前各号に 掲げる事 務に附帯 する事務
		状態並び調査 に健康診票の 断の実施配 状況及び布、 保健設備取 の状況を集、 明らかに審査 を目的と関す する基幹事 務	二 調査票(都一 調査一 調査 道府県知事が調票(都道票(市町 査すべき学校府県の教村の教育 (学校教育法第育委員会委員会が 一条に規定するが調査す調査すべ の状況を集、学校(大学及びべき 明らかに審査高等専門学校の職員 を目的と関す保連携型認定こ科学 以下この表におもの調の調査 いて同じ。)と査に係るに係るも して文部科学省ものに限のに限 令で定めるもの。)のる。)の の調査に係るも作成に作成に する事務する事務

その他 の五 文部科学大 道府県知事並びに都 道府県及び市町に の教育委員会事 務に の連絡に の事務	その 五 文部科学大 道府県知事並びに都 道府県及び市町に の教育委員会事 務に の連絡に の事務	の(に限る。)の二 都道二 都道 配布に関する事 府県知事府県知事 務 三 前号に規定 前号に規前号に規 する調査票の取 定する調定する調 集に関する事務 査票の送査票の送 四 第二号、こ付に 関す付に 関す の項第四欄第一 一の事務 一の事務 号及びこの項第 五欄第一号に規 定する調査票の 審査に関する事 務	の(に限る。)の二 都道二 都道 配布に関する事 府県知事府県知事 務 三 前号に規定 前号に規前号に規 する調査票の取 定する調定する調 集に関する事務 査票の送査票の送 四 第二号、こ付に 関す付に 関す の項第四欄第一 一の事務 一の事務 号及びこの項第 五欄第一号に規 定する調査票の 審査に関する事 務
--	--	---	---

及び第五 号に規定 する調査 票その他 関係書類 の提出に 関する事 務	及び第五 号に規定 する調査 票その他 関係書類 の提出に 関する事 務	及び第五 号に規定 する調査 票その他 関係書類 の提出に 関する事 務	及び第五 号に規定 する調査 票その他 関係書類 の提出に 関する事 務
---	---	---	---